

## 輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見募集について

令和 7 年 9 月 4 日  
経済産業省  
貿易経済安全保障局  
安全保障貿易管理課  
安全保障貿易審査課  
貿易管理課  
経済安全保障政策課技術調査・流出対策室

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）では、国際的な平和及び安全の維持のため、規制対象となる貨物の輸出等について経済産業大臣の許可を、また、外国貿易及び国民経済の健全な発展や我が国が締結した条約を誠実に履行するため、規制対象となる貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課しています。

#### (1) 国際輸出管理レジームの合意及び責任ある技術保有国として、国際的な状況を踏まえた改正

##### ① 噴霧乾燥器に関する規制内容の見直し

当該品目に関連する高裁判決の内容を踏まえ、省令上の「殺菌」の文言を「消毒」に改正するとともに、「消毒」の手法を、化学物質の使用による手法に限定する等の改正を行います。

##### ② 重要・新興技術に関する輸出管理品目等の改正

責任ある技術保有国として、国際的な状況も踏まえ、重要・新興技術の軍事転用を防止するため、ペプチドの合成を行うための装置等について、全地域を対象に輸出管理の対象に追加をします。

これら上記改正に伴う所要の改正も行います。

#### (2) 輸出令別表第二における品目削除等（うなぎの稚魚）

輸出令別表第二中、33の項に規定されている「うなぎの稚魚」については、その輸出に際して、需給調整及び資源管理を目的として農林水産大臣の事前同意の下、経済産業大臣による承認を行っています。今般特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号）第十条に基づく輸出規制の対象として、うなぎの稚魚が指定されることとなったため、その管理を農林水産大臣に一元化し、これに対する輸出規制の重複排除の観点から、輸出令別表第二の 33 の項に掲げるうなぎの稚魚については削除する改正を行います。

また、上記改正に伴う所要の改正も行います。

### (3) 無償での持ち帰りを前提とした一時的な武器の持ち出しの特例化

貨物の輸出許可については、輸出令第四条第一項で特例として適用除外について定め、具体的な類型を同項各号に列挙しているところ、輸出令別表第一の一の項の持ち帰りを前提とした輸出については、当該特例は認められていません。

例えば、国際スポーツ競技大会に参加するために持ち出される銃や、警察庁が外国訪問をする要人の警護のために持ち出す防弾衣など、持ち帰ることが当然に想定される一時的な武器の輸出について、許可を受けなければならないとする合理性は失われているため、輸出許可を不要にします。

### (4) 技術管理強化のための官民対話スキームに係る対象技術の追加

令和6年12月に制度を施行した「技術管理強化のための官民対話スキーム」について、安全保障上の観点から、特に流出リスクが高く、管理が重要と考えられる技術を、提供に係る取引に際して経済産業大臣への事前報告を求める対象として新たに追加します。

### (5) 輸出許可規制の合理化・適正化

上記のほか、規制の合理化・適正化の観点から以下の改正を行います。

#### ① 政府安全保障能力強化支援（OSA）に基づく役務取引の特例化

OSA に基づく役務取引は支援決定時に日本国政府と相手国政府との間で締結される国際約束により相手国による適正管理が確保されるため、役務取引許可（武器に係るものを除く）を必要とする合理的な理由はないことから、輸出許可を不要にします。

#### ② プログラムを記録した記録媒体が破損した場合における同一プログラム再提供の特例化

役務取引許可を受けて提供したプログラムを記録した記録媒体が輸出後に物的に破損して使用できなくなった場合、役務取引許可の再取得が必要とされているところ、申請者の負担が大きいことから、同一のプログラムを再提供するときについては、輸出許可を不要にします。

#### ③ 特別一般包括許可制度の見直し

適切な輸出管理を実施しつつ、申請者等の輸出管理に係る負担軽減を図るため、特別一般包括許可の適用範囲を拡充します。

・輸出令別表第1の1の項（1）、2の項（3）、2の項（33）の一部

・外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の1の項の一部

④ 特定包括許可制度の見直し

防衛装備移転協定を締結した国に対して輸出した防衛装備品の維持・補修を迅速に行うため、当該防衛装備品の附属品又は部分品の輸出を特定包括許可の対象にするとともに、三フッ化塩素に係る個別許可取得の実績要件を緩和します。

・輸出令別表第1の1の項、2の項（21）、4の項（6）の一部

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募対象

具体的には以下の規定の改正案について意見公募を行います（※を付している規定は、令和7年10月9日以降の名称になっております）。

### <政令>

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案（（1）～（3）関係）

### <省令>

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案（（1）関係）
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令案（（5）①・②関係）

### <告示>

- 輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びへ並びに同条第二項第二号ホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件（（3）関係）※
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件（（4）関係）

### <通達>

- 輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達案（（1）、（2）、（3）関係）
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（（1）関係）※

- 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（（１）、（５）③関係）
- 包括許可取扱要領の一部を改正する通達案（（１）、（５）③・④関係）
- うなぎの稚魚の輸出承認についての廃止（（２）関係）

### 3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布 経済産業省 貿易経済安全保障局 安全保障貿易管理課  
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階）

### 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年9月4日（木）～令和7年10月3日（金）必着

### 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」  
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。
  - (2) 郵送  
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。  
住所：〒100-8901  
東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省貿易経済安全保障局 安全保障貿易管理課  
パブリックコメント担当 あて
  - (3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）  
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。  
メールアドレス：[bzl-anpokanripsy@meti.go.jp](mailto:bzl-anpokanripsy@meti.go.jp)  
（電子メールの件名を「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見」としてください。）
- ※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)	
・ 意見内容	
・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)	